

農薬の食品に係る残留基準の改正に伴う「実用化できる試験研究成果」の取り扱いについて

実用化できる試験研究成果(平成21年度試験研究成果)の「水稻育苗ハウスの後作葉菜類における残留基準値超過リスクの低い育苗箱施用農薬」に関して、タチガレエース液剤の成分メタラキシルのコマツナ、シunjギクにおける残留基準値が改正され(表1)、特に、シunjギクの基準値は2ppm から0.01ppm と改正されました。

「実用化できる試験研究成果」の試験は登録の2倍濃度の農薬をハウス内土壤に直接かん注するという条件下での分析値ですが、基準値超過が危惧されます。

従来より案内しておりますように、水稻育苗終了後に野菜類を栽培する場合は次の対策に依って下さるよう、改めてお願ひします。

①プール育苗するか育苗箱の下に無孔のシートを敷いて、育苗期に施用した農薬が土壤に浸透しないようにする。

②移植当日に薬剤を処理する場合は、育苗施設外で散布処理をする。

また、今後、残留基準値については隨時改正される可能性があります。引き続き、基準値に関する情報に注意されますようお願ひします。

なお、「水稻育苗ハウスの後作葉菜類における残留基準値超過リスクの低い育苗箱施用農薬」は農林水産技術センターホームページから削除しました。

表1 各葉菜類の農薬残留基準値(平成23年2月10日改正適用)

成 分	コマツナ	ホウレンソウ	シunjギク
ヒメキサゾール	0.5	0.5	0.5
メタラキシル	<u>1</u>	2	<u>0.01</u>
ベノミル	3	3	3

注1)単位はppm

注2)改正前のメタラキシル基準値 コマツナ:2ppm シunjギク:2ppm